

○日時 令和3(2021)年3月17日(水) 15:00～17:00

○場所 厚生労働省12階子ども家庭局会議室5
(東京都千代田区霞が関1-2-2) / オンライン併用

○出席者

委員

安部 芳絵 (工学院大学教育推進機構准教授)
植木 信一 (新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授)
大竹 智 (立正大学社会福祉学部子ども教育福祉学科教授)
熊澤 桂子 (東京教育専門学校専任講師)
佐野 真一 (港区立麻布子ども中高生プラザ 館長)
鹿戸 健太 (目黒区子育て支援部放課後子ども対策課課長)
中川 一良 (社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長)
長崎 由紀 (岩手県立児童館いわて子どもの森チーフプレーリーダー)
成田 秀幸 (独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 診療部長)
松田 妙子 (特定非営利法人せたがや子育てネット代表理事)
柳澤 邦夫 (西真岡こどもクリニック 幼保・学校訪問部顧問)

事務局

鈴木子育て支援課長
久保倉健全育成推進室長
結城子育て支援課室長補佐
阿南児童健全育成専門官

○議題

- (1) 委員の改選について
- (2) これまでの委員会の経過について
- (3) 令和元年度及び令和2年度の児童館等に関連する事業の報告について
- (4) 令和3年度の児童館等に関連する事業について

(5) その他

○配布資料

資料1 遊びのプログラム等に関する専門委員会 設置要綱・委員名簿

資料2 遊びのプログラム等に関する専門委員会の実施状況

資料3 令和元年度 児童館等関連事業一覧

資料4 令和2年度 児童館等関連事業一覧

資料5 令和3年度 児童館等関連事業について（案）

参考資料1 児童館の概要

参考資料2-1 「遊びのプログラムの普及啓発と今後の児童館のあり方について 報告書」（概要）

参考資料2-2 「児童館ガイドラインの改正について」（概要）

参考資料3-1 「児童館等における遊びのプログラムの開発・普及と普及方策を検討するための調査研究業務 報告書」一部抜粋

参考資料3-2 「児童館ガイドラインに基づく児童館実践事例集」一部抜粋

参考資料3-3 「児童館ガイドラインに基づく評価のあり方に関する調査研究」概要 一部抜粋

参考資料3-4 福祉サービス第三者評価基準（児童館版）改正について

参考資料4 「児童館における遊びのプログラム等に関する調査」アンケート調査結果概要 一部抜粋【未定稿】

○結城室長補佐

ただいまから第16回「遊びのプログラム等に関する専門委員会」を開催いたします。

本日、委員の皆様におかれましては、御多用の中、御出席いただきまして、ありがとうございます。また、感染症対策のため、このようなオンライン形式での開催となっております。こちらにつきましても、御協力いただきまして、ありがとうございます。

この後、議事を進める中で、各委員の皆様におかれましては、御発言いただく際には挙手をお願いいたします。委員長から御指名がございますので、ミュートを解除の上、御発言いただければと思います。なお、接続が不安定になったような場合につきましては、事前にお送りしております「会議の開催参加方法について」を御参照いただければと思います。

今回、会議の様様をYouTubeにて公開しておりますが、傍聴される皆様におかれましては、事前にお知らせしております「注意事項」の遵守をよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、子育て支援課長の鈴木より御挨拶を申し上げます。

○鈴木課長

ただいま御紹介にあずかりました子育て支援課長の鈴木です。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。また、様々な場面で感染防止対策において日頃から御対応を頂き、厚く御礼申し上げます。今回、このような状況の中でオンラインによる開催とさせていただきます。

改めて、本専門委員会の経緯を簡単にお話しさせていただきます。「こどもの城」が平成27年3月末に閉館したことに伴いまして、約30年間にわたり蓄積されてきた遊びのプログラムまたは「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割につきまして、国が引き継ぐことになりました。これを受けまして、平成27年5月、社会保障審議会児童部会の下に「遊びのプログラム等に関する専門委員会」を設置し、大きく3つになりますが、遊びのプログラムの全国的な普及啓発、新たなプログラムの開発、今後の地域の児童館等の在り方などを検討することといたしております。検討の成果につきましては、平成30年9月に報告書が取りまとめられました。それを踏まえまして、平成30年10月の児童館ガイドラインの改正に至っております。

今回の委員会からは、委員の改選がございまして、新たに2名の先生方に御参画いただいております。児童館の数は現在のところ、微減、わずかに減っているような状況でございますけれども、これまでの委員会の成果を踏まえまして、遊びのプログラムまたは児童館の在り方について、今後、一層活発に御議論いただけることを願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○結城室長補佐

それでは、今回、新しい委員の先生方が着任されておまして、また昨年4月の人事異動によりまして事務局の体制も変わっておりますので、ここで改めて事務局の紹介をさせていただきます。

今、御挨拶いたしました子育て支援課長の鈴木でございます。

健全育成推進室長の久保倉でございます。

児童健全育成専門官の阿南です。

申し遅れましたが、私は、室長補佐の結城と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に沿いまして、議事に入らせていただきます。

最初に、本専門委員会の委員長を選任を行いたいと思います。この間に鈴木前委員長につきましては、任期満了に伴いまして辞任されております。このため、僭越ではございますが、事務局としましては、立正大学社会福祉学部教授の大竹委員に委員長をお願いしたいと考えております。委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○結城室長補佐

ありがとうございます。

それでは、大竹委員長に一言御挨拶を頂きまして、進行をお願いしたいと思います。ど

うぞよろしく申し上げます。

○大竹委員長

皆さん、こんにちは。ただいま御指名いただきましたので、大役ではございますが、お引き受けしたいと思っております。与えられた役割を全うできるように一生懸命務めさせていただきますたいと思います。皆様にはぜひ御協力を賜ればと思います。

一言だけ、この委員会に対してですが、昨今のコロナ禍において新しい生活様式が求められてきております。その中で変えていかなければいけないことは多々ありますが、一方で変えてはいけないもの、特に子どもの育ちにとって何が必要なのか、何を变えてはいけないのか、この視点では、子どもの遊び、子ども期における遊びというところをしっかりと私たちは踏まえて社会に発信していかなければいけない。その中では、全国の児童館の現状を踏まえ、そしてエビデンスに基づいて正しい情報を発信する、これが私たちの役割だと思っておりますので、皆さんのこれまで培われてきた知恵をここに集結して社会に発信できればと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○結城室長補佐

ありがとうございます。

それでは、本日、配付しております資料について確認させていただきます。

資料については1から5までの5種類ございます。参考資料として1から4とございますが、参考資料3のみ、3-1から3-4の4種類となっております。もし不足などございましたら、お手数でございますけれども、事前にメールで送付させていただいている資料のほうを御参照いただければと思います。

○大竹委員長

それでは、議事の「(1)委員の改選について」に入ります。この間、委員の改選がございましたので、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○結城室長補佐

前回、本専門委員会を令和元年6月27日に開催いたしました、この間、鈴木一光委員長のほか、大塚晃委員、渡邊一委員の3名の委員が任期満了等により退任されることとなりました。

これに伴いまして、2名の先生方に新たに委員に御着任いただいております。資料1の裏面を御覧いただければと思います。こちらが本専門委員会の新しい委員名簿となっております。

それでは、ここで新しい委員の御所属とお名前を御紹介いたしますので、続けて一言、御挨拶を頂ければと思います。

まず、目黒区子育て支援部放課後子ども対策課課長、鹿戸健太委員でございます。

○鹿戸委員

初めまして、目黒区子育て支援部の放課後子ども対策課長をしております鹿戸と申します。よろしくお願ひいたします。

私は自治体の職員で管理職をしていますが、職種としては建築でございまして、昨年まで教育委員会で学校施設の関係をやっておりました。そこで「放課後子ども総合プラン」ということで子どもの居場所づくりという仕事に携わっていた関係で、この4月から異動先が子育て支援部になったところでございます。したがって、児童福祉の関係についてはあまり詳しい知識は持っておりませんが、委員として籍を頂きましたので、勉強しながら、また建築的な施設整備の観点からの情報も入れさせていただきながら、参加させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○結城室長補佐

続きまして、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」診療部長、成田秀幸委員でございます。

○成田委員

初めまして、群馬県にあります国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」の成田と申します。よろしくお願いいたします。

私は児童精神科医をしております。主に発達障害のお子さん、知的障害の方について、幼児から成人期の方の診療に当たっております。

10年以上前に都内の、今は移転してなくなりましたので、都立梅ヶ丘病院」というところに在籍しておりました。その当時、ご縁があって児童健全育成推進財団と一緒にいろいろ研修に携わらせていただいたり、放課後児童クラブについて発達障害のあるお子さんの居場所として確立していくのにどうしたらいいかみたいなことについて、いろいろ研修等で参加させていただきました。今回、またご縁あって関わらせていただくわけですが、児童館や放課後児童クラブのことについては、しばらく直接は携わってはいないので、分からない点が多いと思いますが、よろしくお願いいたします。

○結城室長補佐

ありがとうございます。

以上、2名の先生方が新しい委員となります。これからどうぞよろしくお願いいたします。

○大竹委員長

ありがとうございました。

新たな体制となりますが、活発な議論がなされますよう、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、議事の「(2) これまでの委員会の経過について」、御説明をお願いいたします。

○阿南専門官

それでは、事務局より資料2につきまして御説明させていただきたいと思っております。

冒頭の課長挨拶、また資料1にもありますとおり、平成27年に「こどもの城」の閉館を受けまして、この委員会が立ち上がっております。

資料2にありますとおり、簡単ではございますが、昨年度までの本委員会の経過について御説明させていただきたいと思っております。全15回開催しておりますが、年度ごとに簡単に実施状況を説明いたします。

平成27年度は全5回開催しております。1つ目にありますように、「こどもの城」が開発または普及に携わってきた遊びのプログラム及び地域の児童館で行われている活動プログラムの実践状況調査を実施いたしまして、全国の児童館において「こどもの城」の実践が広く取り入れられた実態及び「こどもの城」が果たしてきた機能・役割を明らかにするとともに、平成23年に初めて発出いたしました児童館ガイドラインの評価、検証を行いました。その結果といたしまして、2つ目ですが、「こどもの城」が果たしてきた機能と役割に一定の評価が示されたということ、また、3つ目ですが、当時のガイドラインが児童館の運営や活動の向上を図る上で重要な役割を果たしているということが明らかになりました。

その次、平成28年度の主な状況です。全4回開催いたしました。1つ目ですが、「児童館等における『遊びのプログラム』の開発・普及に係る調査研究事業」として、全国の16の児童館に対し、遊びのプログラムの実践をモデル事業という形で委託しました。その結果、子どもの成長・発達にもたらす効果などを分析、検討したところでございます。専門委員会においてもこのプログラムの検証と横断的な評価を行っております。また、2つ目にありますとおり、地域の児童館等の果たすべき機能及び役割について有識者からのヒアリング、意見交換等を実施いたしました。

続きまして、平成29年度の主な実施状況です。全3回開催しております。1つ目ですが、委託調査研究事業により遊びのプログラムを全国で実践する取組に対し、専門委員会から助言等を行うなど有機的に関わり、その成果物として「児童館等における遊びのプログラムマニュアル」をまとめていただきました。2つ目ですが、同取組では、全国の児童館で企画、開発、改良された遊びのプログラムの紹介、実践の場として「遊びのマルシェ」を実施いたしました。3つ目としまして、専門委員会の下に「今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ」を設置し、地域の児童館等が果たすべき機能及び役割を検討するとともに「改正児童館ガイドライン（案）」について検討していただきました。

続いて、平成30年度が27年度からの一つのまとめとなります。全2回の開催でございました。1つ目ですけれども、「今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ」で検討した児童館ガイドラインの改正素案について、専門委員会での議論を経て、児童館ガイドライン改正案として厚生労働省に提案していただいております。2つ目ですが、児童館ガイドライン改正の検討をはじめ、専門委員会における検討の過程及び結果を踏まえて「遊びのプログラムの普及啓発と今後の児童館のあり方について」という名称の報告書を平成30年9月20日に出していただいております。

報告書の概要につきましては、参考資料2-1にございます。検討事項につきましては、ここまでお話ししてきた点を整理して記載しております。

主題といたしましては、1つ目に「遊びのプログラムの普及啓発の方向性について」ということで、報告書の中で今後の方向性を示していただいております。専門委員会、大型児童館及び地域の児童館等がこれまで「こどもの城」が果たしてきた役割を分担することによって、遊びのプログラムの実施・検証・評価に係る取組を担っていくことが必要であると指摘されております。その上で、それぞれの役割を示していただいているところでございます。内容については御確認いただければと思いますが、この提案に基づいて本専門委員会を今後も進めていきたいと考えております。遊びのプログラムの実施・検証・評価に係る取組を進めていくというところが一つのポイントになっておりますが、それを進めていくために、専門委員会と、後ほど御報告し、御検討いただく委託事業等を有機的に連携しながら、こうした取組を進めていきたいと考えております。

2つ目としまして、児童館ガイドラインの改正案を御提案いただいております。内容は、次の資料にございますので、割愛させていただきます。

実際に通知いたしました改正児童館ガイドラインにつきましては、概要を参考資料2-2で御覧ください。専門委員会とワーキンググループでの議論を受けまして、平成30年10月に児童館ガイドラインを改正しております。

発出・改正の経緯は、ここまで御説明してきたところでございますが、下線部にありますとおり、旧ガイドラインを発出した後、改正・施行された児童福祉法などの子どもの健全育成に関わる法律との整合や、今日的課題に対する児童館活動の現状を踏まえた児童館ガイドラインの見直しというのが議題となっております、委員会での御議論を経て改正したところ です。

ポイントとしましては、「地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設としての児童館の更なる機能拡充を目指し」という点で通知を発出しております。下の欄に具体的なポイントを6点挙げております。改めて御確認いただければ幸いです。

資料2に戻りまして、令和元年度につきましては、1回開催しております。専門委員会では、それまでの事業報告並びに令和元年度に実施する事業について説明を行いました。これを受けて改正したガイドラインに沿った事例集の作成、委託調査研究による3つのテーマに沿ったプログラム開発並びに検証を実施いたしました。

少々長くなりましたが、これまでの経緯を御報告させていただきました。

以上です。

○大竹委員長

ありがとうございました。

ただいま説明がございましたけれども、これらについて何か御質問等がありますでしょうか。ある方は挙手していただいて発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

阿南専門官からこれまでの取組についてお話をいただきました。そこで中心となるのは、一つにはガイドラインの制定と改正というところがあったと思います。そこについて、柳澤先生がこれまで、特に制定時から関わってこられていましたので、このガイドラ

インがつくられてきた背景とか、改正とか、ガイドラインに対して何かコメントを頂ければありがたいと思っているのですが、突然の御指名ですみません。

○柳澤委員

柳澤でございます。よろしくお願いいたします。

児童館ガイドラインの改正に携わらせていただきましたけれども、その改正に向けた委員会の皆さんが、特に現場または行政の担当から出てきていただいている委員の皆さんも、これ以上ないというぐらいに、子どもの現状、育ちや健康、健全育成に関わることについての問題点を挙げていただき、それらが児童館で十分補完できるようなことを盛り込むべきということで、アレルギーのこともそうですし、安全対策もそうですし、遊びを通じて健全育成をしていくということについても、具体的に子どもの年齢による発達の段階とか、どのように児童厚生員が助言したり関わったらいのかというの分かる、見えるガイドラインにしていこうということで、十分な時間をかけて検討してきました。

この改正児童館ガイドラインについては、これ以上ないという位の内容が盛り込まれているものなので、基準ではありませんが、全国的な標準教科書と言ってもいいくらいものになっているような気がいたします。現場で研修などを通して、館長さんをはじめ児童厚生員の皆さんによく浸透していくということが今後の課題ではないかと思えます。よろしくお願いいたします。

○大竹委員長

どうもありがとうございました。突然の御指名、すみません。

この委員会ではずっと植木先生もこれらの児童館等に対していろいろと関わってこられていましたので、植木先生からも何か一言頂ければありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○植木委員

植木でございます。

今、柳澤先生が言われたことそのままでございますけれども、旧ガイドラインが平成23年、現行のガイドラインが発出されたのが平成30年、この間7年間、たった7年間という感はなきにしもあらずですけれども、中身を検証しましたときに、子どもを取り巻く社会的な背景と現代的な課題がこの7年間で随分と変わってきた。それに対応する児童館の役割にも新たなものがたくさん発見されて、やはり改正の意義があったと率直に感じました。すなわち、子ども家庭福祉に関しては短期間で新たな課題が続出する、それに逐一对応していかなければいけない、その中で児童館の果たす役割というのはやはりあるのだということを再認識しましたので、それを踏まえた本専門委員会の役割もやはり今後継続的に重要になってくるのではないかという感を持っております。

以上でございます。

○大竹委員長

ありがとうございました。

せっかくの機会ですので、突然振ってすみませんが、長崎さんは、大型児童館というところで、これまでなかなか表に出てくる舞台がなかったのですけれども、改正されたガイドラインの中ではしっかりと大型児童館が位置づいてきたというようなことも含めて、大型児童館の視点から何かコメントを頂ければありがたいと思います。

○長崎委員

「いわて子どもの森」の長崎です。

大型児童館について平成23年のガイドラインの中では触れられていなかったのですが、改正版できちんと明記していただいたことで、私たち自身も大型児童館の役割を言語化された中で改めて認識することができました。それから、県内の小型児童館、全国の小型児童館の皆さんに、大型児童館とは一体何なのか、どういう役割を担っているのかというところをきちんと分かっていたいただけるような内容になっていましたので、私も常に机の脇にガイドラインを置いて、いつでも手に取って確認できるようにして、活用しております。

○大竹委員長

ありがとうございました。

皆さんから何か御質問や御意見があれば伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。中川先生、お願いします。

○中川委員

京都の「北白川児童館」の中川でございます。

先ほど植木先生のお話にもありましたけれども、平成23年に旧ガイドラインができて、その後7年間、ようやく平成30年10月に新たな児童館ガイドラインができたわけです。この間、御承知のとおり、子ども・子育てをめぐる情勢は大きく動いております。とりわけ放課後児童クラブにつきましては、新たな設備運営基準が示され、それに伴って運営指針ができ、現場におきましては、放課後児童クラブの在り方が大きく転換していく。その社会的役割を果たすに当たって設備運営基準も運営指針も大きな原動力になったところです。

それに対しまして、児童館は新たな指針がなかなか出てこない。私どもの児童館では放課後児童クラブも実施しているのですが、放課後児童クラブの重要性はもちろんのことなのですけれども、児童館という施設は、ほかの児童福祉施設にない大きな特徴、これは地域の全ての子ども、ゼロ歳から18歳に達するまでの全ての子どもを対象としているという、ほかの施設にはない特徴を持っているわけです。この特徴をしっかりと生かし切る、そのことが今の子どもの健全育成にとって非常に重要な役割を果たすのだということを現場では常に思いながらも、なかなか新たな指針が出てこないことに対する残念な思いというのがずっとあった中で、今回、平成30年にガイドラインが示されて、その中でこれからの児童館の在り方が明確に羅針盤として示されたということは大きな意味を持っているのではないかと考えております。今後、なお一層この羅針盤に沿ったしっかりとした在り方を示していくことが求められているのではないかと考えますし、ますますこの専門委員会の果た

す役割は大きなものがあるのではないかと思っているところでございます。

以上でございます。

○大竹委員長

ありがとうございました。

我々の役割としても、モニタリングという形でどのように運営されているかというところはしっかりと見ていきたいと思っています。

そのほか、何か御意見、御質問があれば、受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の（３）に入りたいと思います。「令和元年度及び令和２年度の児童館等に関連する事業の報告について」、事務局からお願いしたいと思います。

○阿南専門官

事務局より御説明いたします。

続きまして、資料３「令和元年度 児童館等関連事業一覧」を御覧ください。令和元年度につきましては、３つの事業を実施いたしました。最初に２つの委託事業について御説明いたします。

まず、１つ目が「児童館等における遊びのプログラムの開発・普及と普及方策を検討するための調査研究」でございます。

大きく３つの目的・内容をもってこの事業を実施いたしました。本調査研究では、全国の児童館等において活用することができる遊びのプログラムを開発・普及するとともに、その普及方策の在り方を検討することを目的といたしまして、全国３か所の大型児童館等で健全育成に関する関係者を対象にしたワークショップを開催し、児童館等で活用できる遊びのプログラムを開発いたしました。２番目に、そこで開発したプログラムを地域の児童館等で実施いたしました。３番目に、全国の健全育成に関する関係者を対象に開発成果等を共有するシンポジウムを実施いたしました。

参考資料３－１に本事業の報告書の抜粋を入れております。企画・検討委員会の下、こちらの抜粋資料の２ページでございますが、３つのテーマを設定してございまして、そのテーマに基づいて３か所の大型児童館等でワークショップを開催いたしました。テーマは、１つ目が屋外・野外の遊び、２つ目が運動遊び、３つ目が発達支援ということで、発達障害を含む発達特性に対する困り感のある子ども、また、その子どもを育てる保護者への支援をテーマとしております。

ワークショップでは、大型児童館と小型児童館がペアになって申し込み、その上でプログラムを開発していただきました。また、大型児童館の職員を中心としながら、地域の児童館で開発したプログラムを出前事業として実施していただくという形を取りました。

開発過程やシンポジウムの様子は４ページ目に新聞記事を入れておりますので御覧ください。また、報告書の本編につきましては、受託者のホームページで公開しております。この事業につきましては、長崎委員に研究メンバーとして、また熊澤委員にシンポジウム

のコメントーターとして参画していただいたところでございます。

資料3に戻りまして、2つ目ですが、「児童館ガイドラインに基づく子どもの健全育成実践活動の広報啓発」事業でございます。

参考資料では3-2として成果物の抜粋を入れております。本事業では、子ども主体、子どもの権利の視点に基づく子どもの健全育成の取組を広く全国の児童館に普及・展開させることを目的とし、児童館ガイドラインに基づく全国の児童館の実践事例を収集した「児童館ガイドラインに基づく児童館実践事例集」を作成いたしました。児童館ガイドラインで示しております8つの活動内容についてそれぞれまとめており、ガイドラインの普及も兼ねて活用いただけたらと考えております。こちらは厚生労働省ホームページにて公開しております。本事業につきましては、安部委員、佐野委員に参画いただきました。

続きまして、補助事業による調査研究事業を御報告いたします。「児童館ガイドラインに基づく評価のあり方に関する調査研究」です。

報告書概要の抜粋を参考資料3-3で入れておりますので、御確認ください。本調査研究では、児童館ガイドラインに基づき、児童館の運営・活動を向上させるため、児童館ガイドラインに準拠した第三者評価の評価項目案などの作成を実施いただきました。こちらにつきましては、専門委員会の報告書の中に、改正児童館ガイドラインに準拠した児童館の第三者評価の指標について検討し、その内容を普及・活用することにより児童館ガイドラインの周知を図るということを提起いただいたことを受けまして、実施いたしました。

研究の成果を活用いたしまして、第三者評価基準の改正を行いました。参考資料では3-4でございます。こちらで御説明させていただきます。福祉サービス第三者評価事業における児童館の第三者評価につきましては、平成18年に基準を発出し、各地の評価機関などで活用いただけてきました。福祉施設を取り巻く環境の変化もあり、平成30年に高齢・障害・児童全施設等に係る評価基準が改定されております。また、児童館ガイドラインが改正されたタイミングと重なりましたので、調査研究等の議論を経て、昨年9月に改正通知を発出いたしました。評価基準につきましては、都道府県の第三者評価担当部署、児童館担当部署に周知しているところでございます。評価基準の詳細は、この事業を推進している全国社会福祉協議会のホームページで御覧いただくことができます。

以上、3事業が令和元年度に実施したものです。

続いて、まだ終了しておりませんが、令和2年度の事業について御紹介いたします。資料4を御覧ください。本年度の児童館関連事業は1つでございます。委託事業として「児童館における遊びのプログラム等に関する調査研究」を実施しております。新型コロナウイルス感染症対策として昨年春先は全国の多くの児童館が臨時休館をいたしました。その児童館の実態把握、また臨時休館中に実施された感染拡大防止に配慮したプログラムの事例収集、子育て家庭への支援活動内容等について調査いたしております。

参考資料4に、アンケート調査結果の抜粋、こちらは未定稿ではございますが、添付し

ておりますので、御確認いただけたらと思います。かいつまんで御紹介させていただければと思いますが、運営状況としまして、昨年3月から5月につきまして、ここでは緊急期間と定義しておりますが、通常どおり運営したところは6.5%でした。休館しても一部の事業を実施するなどしたところもありますが、1割強の児童館は一切の活動を取りやめた実態が見られます。

2 ページ目は、児童館ガイドラインで示している活動内容、大きく8項目に分かれておりますが、それぞれごとに本来行われていた活動、緊急期間中に実施した活動、緊急期間以降の活動状況を示した表でございます。こちらを見ますと、多くの活動は元どおりにはなっていない状況が見てとれるかと思えます。

3 ページ目にはマニュアルやBCP（事業継続計画）の状況について、4 ページ目には感染予防対策に配慮した活動やプログラムの状況、5 ページ目には活動の中でも特に子育て家庭への支援状況、放課後児童クラブ等への支援状況についてまとめております。

これらの結果を踏まえまして、多くの児童館から実践事例をお寄せいただきましたので、現在、多くの児童館関係者への周知・啓発資料を作成しております。完成次第、ホームページ等を活用し、公開してまいりたいと考えております。今年度の本事業につきましては、安部委員、佐野委員に参画していただいているところでございます。

以上、令和元年度、2年度の児童館関連事業について御報告させていただきました。様々な事業を通じまして、成果物の作成や第三者評価事業等の施策にも反映しているところでございます。これらにつきましては、児童館や自治体でいかに活用していただけるかが次の課題と考えております。委員の先生方からも御助言いただけたらと思います。

以上です。

○大竹委員長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がございました。これらの内容について何か御質問等があれば受けたいと思います。

今、事務局からもそれぞれの調査研究等の事業について御参画いただいたということで委員の方々を御紹介していただきましたので、よろしければ、令和元年度の「遊びのプログラムの開発・普及と普及方策を検討するための調査研究」のメンバーでもありました長崎委員から何かコメントを頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

○長崎委員

「いわて子どもの森」の長崎です。

こちらの事業に参画させていただきました。大型児童館では遊びのプログラムを企画するという視点は日頃から持っておりますけれども、今回この事業で小型児童館の先生と一緒に組んでやるということで、施設の規模や利用者の様子が違うところで勤務しているそれぞれの特性を生かしながら、それぞれの持っている視点を生かしながら、お互いに刺激し合ってプログラムをつくっていくという過程はとても貴重な経験だったと思います。

そして、それを出前事業として県内の小型児童館に持っていくということで、ふだん私たちが出前をするときには、ある程度パッケージ化されたというか、プログラム化された遊びを持っていくことが多いのですが、今回のこの事業に関しては、子どもたちと一緒にやってみて、さらに発展させていくという流れがありました。子どもたちがルールをいろいろ考えてくれたり、アレンジ方法やアイデアを出してくれたりして、そうするとこちらにも納得することがすごく多くて、驚きもあって「大人はここを楽しいと思っていたけれども、子どもがハマるのはそこではないのだな」など、「やはり遊びは子どものものだな」と改めて感じました。

遊びのプログラムをつくるというのが一つの目的ではあった事業ですが、子どもたちがどんなことを楽しいと思うのか、何にはまるのかということ、また大人とは違った感覚で楽しんでいるので、そこを酌み取ろうとする大人の力みたいなものがとても試されたと思っています。そして、子どものアイデアを遊びに生かしていこうとするには、プログラムをつくる際に、アレンジできる余白が必要ということも改めて考えさせられたりしました。全体を通して、遊びに関わる大人の姿勢、その辺りを問われたというか、考えさせられた事業だったと思います。

プログラムをつくって、それを実際に子どもたちのところに持って行ってやるということまでは今回、事業としてはできたと思いますが、普及や定着というところになると、今の時点では、やってみてどうだったのかの効果を見ることもちょっと難しいと、正直感じているところです。1年でおしまいにせずは何年か時間をかけてやれたらいいなと、参加させていただいて個人的に思いました。まとまらなくてすみません。

○大竹委員長

ありがとうございました。

1点だけ、よろしいですか。大人が想定していたものではないところに子どもがハマったりというのは、具体的に子どもはどんなところにはまるのですか。

○長崎委員

私たちが考えたのは「ドーン！じゃんけんぽん」を基にしながら、昔、遊んでいた遊びを組み合わせ、ルールを足したり引いたりしながら遊びを作りました。私たちは、ゴールを目指すこと、いち早くゴールすることを、相手の陣地に侵略して入りたいなところを目指していたのですが、子どもは、とにかくじゃんけんをする部分だけが楽しくて、ゴールを狙わないというか、いつまでもゲームが終わらないというか、そんな様子が見られたりして、遊びを説明するのが難しいのですが、大人が思っていた着地点ではないところに子どもたちは楽しさを見いだしている様子が見られました。

○大竹委員長

酌み取ろうとする大人の姿勢が求められている、その視点も大事だと思いました。ありがとうございました。

この調査研究のところでシンポジウムのコメンテーターをなされた熊澤先生から何かコ

メントを頂ければと思います。

○熊澤委員

東京教育専門学校の熊澤と申します。

まさにこのプログラムは、私が「こどもの城」にいたときに、「動くこどもの城」という形で「こどもの城」の職員が開発したプログラムを地域に持って行って、それをただ実践するだけではなく、その地域の児童厚生員の方々に集まっていただき、研修会をするというのがセットのプログラムだったのですが、これをより具体的に大型児童館が地域の小型児童館と連携してやるという点、開発にとどまらず、実際に、今、長崎委員が御紹介いただいたように、地域の子どもたちと実践していくということがとても大きなポイントだったと思います。

3つの野外遊び、運動遊び、発達支援という視点でそれぞれの研究開発がなされていて、実際のシンポジウムでも全国から児童厚生員の方々がお集まりいただいていたのですが、自由に紹介する場面では、興味深く具体的に遊びの内容やその指導の仕方を聞く、そういう場面も直視しまして、大変意義のある活動だと感じました。

こういった新しいプログラムがその後どうなっていくかというところ、この辺りが、単年でやる事業、単年だからこそ集中して開発し実施できるという部分と、それから今、言ったように、子どもの中で遊びは変化しますし、またコロナ禍で遊び自体も大きく環境が変わっていく中で、こういった開発されたプログラムが打ち上げ花火のように終わるのは大変にもったいないと感じました。これを継続していく、あるいは本当の意味で浸透していったかどうかを測る物差しや事業が必要ではないかと思っています。

もう一つは、大型児童館がある地域はいいのですが、そうではないところにはどんなふうに全国規模で児童館の活動のベースを上げていくか考えると、岩手県のように児童厚生員の先生方も頑張っている地域と、求めたくても大型児童館のない地域にとっては、県を越えてこういったいい活動を広げていく、そういったことに関してはやはり国レベルで普及を図る手だて、そういったものが必要ではないかと思っています。

以上です。

○大竹委員長

どうもありがとうございました。

「こどもの城」が閉館し、その後の事業の継続・継承というところでは、熊澤先生がおっしゃったこの調査研究の意味というものがあって、その中でもまたさらに課題等が挙げられてきておりましたので、その課題をどのように解決していくのかというところが我々の委員会でも問われているところかなと思いました。ありがとうございます。

ほかの事業の中で、子どもの健全育成実践活動の広報・啓発というところに関わられていた佐野委員がいらっしゃいますので、佐野委員から何かコメントを頂ければありがたいのですが。

○佐野委員

「麻布子ども中高生プラザ」で館長をやっております公益財団法人 児童育成協会の佐野と申します。

熊澤委員と一緒に「こどもの城」閉館まで見守ったメンバーですけれども、国が音頭を取りながら、ずっと「こどもの城」閉館後もこの委員会を続けていただいて、まず感謝申し上げます。

私は、児童館ガイドラインに基づく実践事例集にも携わらせていただいたのですが、この事例集の特徴は、ガイドラインの項目に沿って事例をまとめてみましょうというところからです。それから、中身を見ると、一つ一つの項目について活動の前提になるものや工夫や注意点が明記されています。単なる事例を並べているのではなくて、そこに職員の考え方や、子どもの意見の引き出し方、そういったものを具体的に聞く項目を幾つか設けて、それによってインタビューしながら聞いていきたいと思いますという事で冊子をまとめてみました。ですから、単なるプログラムの紹介ではなく、その背景にあるものを、子どもの育ちに沿っていくプログラムをどうつくっていくかというところがしっかり見えていたかなと思っています。

私、これが出た後に、8項目の一つ一つに従って自分の施設の事例集をつくり始めています。そんなふうにもやってみても、自分の施設でこれが今、行われているのだな、ここが足りないのだなということもよく分かるので、そんな活用の仕方でも載せたらよかったと今になって後悔しているところです。具体的にいろんなことが分かる事例集なので、私も良い勉強をさせていただきました。ありがとうございます。

○大竹委員長

どうもありがとうございました。

もう一つ、令和元年度にはガイドラインに基づく評価の在り方の調査研究もありました。これに参画していただいたのが柳澤委員ですので、これに関わって何か気づきとか、もしくは残された課題とか、何かコメントを頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

○柳澤委員

柳澤でございます。

児童館の評価に関する部分におきましては、平成18年に策定されました児童館版第三者評価項目がありましたが、改正児童館ガイドラインが発出され、その内容・項目等が合致したものになっていないということが課題となっていました。

そこで、本調査研究において、児童館ガイドラインに基づいた児童館の運営や活動を普及・浸透させることを目的として、児童館ガイドラインを踏まえた児童館版第三者評価項目開発を中心とした児童館における評価のあり方について検討し、新しい児童館版第三者評価項目案を作成し、提言として取りまとめることになった次第です。

児童館ガイドラインで、既にご周知のとおり、大型児童館についても加わったことから、本調査研究においても、大型児童館向けの第三者評価項目について検討がなされたことはとても良かったと思っております。

本研究で提言させていただきました評価項目や基準につきましては、各児童館現場の評価に生かしていただき、児童館機能・運営の向上に直ぐにでも役立てていただけるといいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○大竹委員長

どうもありがとうございました。

まさにこれから質を高めていく上では評価は大変重要になってくるので、しっかりと取り組んでいければと思っています。

もう一つ、令和2年度の調査がありました。安部先生、お待たせしました。児童館における遊びのプログラム等に関する調査研究に参画していただきました安部委員から何かコメントがあればお願いしたいと思います。

○安部委員

工学院大学の安部です。こんにちは。大竹先生、第三者評価についても話していいですか。

○大竹委員長

どうぞ。

○安部委員

第三者評価の調査研究、本当に大変だったのです。非常に大変だったのですけれども、児童館ガイドラインを内容評価基準の中にも盛り込んでいくというプロセスで、ガイドラインがしっかり根づくにはどうしたらいいのかという視点から、ガイドラインを反映する評価項目ができたと思っています。その中で、これから運用するに当たって非常に大きな課題になるだろうと思っているのが利用者調査です。つまり、子ども参加でどういうふうにしてこの評価ができるのかというのがこれからの課題と思っています。

もう一つ、今年度進行中のものですが、今、コロナ禍での児童館の様子を調査していく中で見えてきたのは、現場の皆さんが非常に戸惑っている様子でした。ほとんどの児童館が通常の活動ができない中、感染防止という中で、それでも何とか手探りでやっていく様子が非常に伝わってきました。特にコロナ禍だからこそ新しく生まれた遊びもあって、子どもたちがソーシャルディスタンスを取りつつ、鬼ごっこをするみたいなものが出てきていたりします。

そういう意味では、子どもはこういう大変な中でもいろんな豊かな発想で遊ぶというのが分かってきているのが一つです。一方で課題もあると思っていて、中高生世代、それから、障害のある子どもたちが調査から見えてこないのです。つまり、児童館にも来ていない、児童館にも姿が見えない、地域にもいないかもしれないということで、中高生世代と障害のある子どもたち、配慮の必要な子どもたちの遊びをどういうふうに保障していくのかというのはこれから考えていく必要があるだろうと感じています。

以上です。

○大竹委員長

どうもありがとうございました。

先ほどの評価のところでは、利用者の声をどのように取ってくるかという、その調査のところも課題になってきているし、今年度のまだ未定稿になっておりますけれども、そこでの課題というところでは、コロナ禍で中高生の姿が見えない、そこをどういうふうにキャッチしていくかということで安部委員から報告いただきました。

これまで4つの児童館に関する調査研究等に関わっていただいた代表の方に一言ずつコメントを頂いておりますが、ここで皆さんから何か御質問、御意見があれば受けたいと思います。いかがでしょうか。もしくは、このことは伝えておきたいというようなことがあれば、お受けしたいと思います。では、中川委員、お願いします。

○中川委員

京都の「北白川児童館」の中川でございます。

福祉サービス第三者評価基準、児童館版の改正について、実は私どもの法人の児童館がこのたび新しく改正された児童館版の第三者評価を実際に受審いたしました。私も立ち会っております、実感したのは、児童館に求められているもの、それが実は児童館ガイドラインに書かれていることなのだということが非常にクリアに示された。そのことによって、求められているものと自らの実践の在り方がどう重なり合っているのか、あるいはずれているのかというのがクリアに理解できる、そういう第三者評価基準が出されたというのを実感いたしました。一つ一つの項目、特に児童館の活動に関する事項につきましては、まさに求められているものを私どももこの第三者評価を通じて確認することができましたし、足りないものが何なのか、あるいは応えられているものは何かということを通して、これからの自らの活動の在り方に大変寄与することのできる第三者評価であったという実感を持ちましたので、御報告させていただきます。

○大竹委員長

ありがとうございました。

貴重な御意見、そして感想、第三者評価を受審されたということから見えてきた、求められているもの、そして自分たちの実践がどうであるのかということをしかりと振り返ることができたということでは、ぜひこういった活動が広く実践できていければいいかなと思った次第です。中川委員、本当にありがとうございました。

そのほか、よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、議事の(4)に入りたいと思います。「令和3年度の児童館等に関する事業について」、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○阿南専門官

事務局から次年度の児童館等関連事業について御説明いたします。資料5を御覧ください。

まず「主な課題」を書いております。1つ目に、児童館ガイドラインを改正し、児童福祉施設としての役割や機能発揮を期待しているところでございますが、さらに活動を推し

進めていく必要があると考えております。2つ目に、コロナ禍における活動実態を先ほど御紹介いたしました、前回の専門委員会では自然災害時の児童館の果たすべき役割について御意見が複数ございました。これらを併せまして、非常時における児童館活動を模索していく必要があると考えております。

これらの課題への対応といたしまして、次年度は委託事業3本を通じてモデル的な事業実施による検証を行い、対応案を検討していきたいと思っております。また、前提といたしまして、児童館ガイドラインの趣旨に沿った内容とすることと考えております。

課題の①に対応するものとして、1つ目は「児童館における福祉的課題を抱える子育て家庭への支援に関する調査研究」です。要支援児童・家庭への支援体制において児童館の特性、つまり、身近な集いの場であったり、敷居が低い相談の場であったりする特性を生かしながら、地域の関係機関と連携する取組についてモデル的な事業を企画、実施するものです。例示といたしまして、相談支援やアウトリーチ、関係機関等と協働するものを挙げております。

2つ目は「児童館における発達段階等に配慮した遊びのプログラムに関する調査研究」です。児童館は利用対象が0歳から18歳未満と幅広くなっています。学年や年齢を超えて交流し、共に活動することによる身体的・心理的発達を促進する活動を展開しているところがございます。子どもの遊びや生活が変化する中で、児童館あるいは児童館職員が果たすべき役割を考えるに当たり、発達段階等に配慮したプログラムのモデル的な実施を期待しています。例示といたしまして、体力増進機能を有している児童センターや、同じ児童厚生施設であります児童遊園の活用を挙げております。

以上、2つにつきましては、これまでもモデル事業やプログラム開発を実施してきたところではございますが、単発のものではなく、中期的と申しましうか、複数年を見越したような事業を仕掛けていけたらと検討しているところがございます。

課題②に対応するものとして「非常時における児童館等の活動に関する調査研究」を挙げております。先ほど申しましたとおりでございますが、今後の非常時の児童館の在り方については、活動面や運営面に着目して、求められる機能・役割や、持続可能な運営体制の検討を行うことができたらと考えております。現在の緊急事態宣言下において首都圏の一部の児童館では臨時休館や一部活動の制限が続いております。感染症のみならず、災害時等に役立つものになればと考えております。

これらの事業の成果につきましては、引き続き本委員会で報告いたしまして、御意見を頂きながら、次の事業に反映してまいりたいと思っております。また、自治体において児童館の機能を再確認していただけるよう、成果につきましては、情報提供に努めてまいりたいと思っております。

併せまして、昨日、公募となったため、資料には間に合いませんでしたが、補助事業といたしまして「児童館の運営及び活動内容等の状況に関する調査研究」の実施を予定しております。全国の児童館実態調査等を含んだ研究となっております。児童館の協力を得な

がら現状把握を進め、今後の検討材料としてまいりたいと考えております。

資料5に示しました委託事業につきましては、全てに「案」と付しておりますので、本委員会での御意見も参考にさせていただきながら、事業を検討してまいりたいと思いますので、この後、御意見を頂けたら幸いです。また、委員の先生方におかれましては、事業実施の際にはこれまで同様に御協力いただけたら幸いです。

以上、説明を終わります。

○大竹委員長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたように、令和3年度に関しては、現在、調査研究は3本予定されているということでございます。これらの事業について御意見等を頂ければと思います。さらに、効果的に事業が進むような建設的な御意見等をぜひ頂きたいと思います。いかがでしょうか。

課題①の子育て家庭のところは、松田さんは今、現場でやられていますけれども、何かコメントがあればお願いしたいと思います。

○松田委員

ありがとうございます。「せたがや子育てネット」の松田です。

それぞれにお話ししたいと思っていることがたくさんあります。まず、課題①のところ、さっきのガイドラインのところでもちょっと気になったのですが、子育て支援といながら、いきなり福祉的課題の家庭対象みたいになってしまうのですが、やはり全ての御家庭に、子どものときだけ全てと言っているけれども、何で子育て家庭になると福祉的課題になるのかというのが気になっています。児童館は敷居が低くて誰でも来られる。しかも、子どもと一緒に来る間に慣れて、いずれ子どもが一人で行けるようになった時に児童館を家庭が理解しているというところがすごく大事なので、そこは押さえていただきたい。要支援家庭だけではなく、ヘルシーな人たちが行くからいい、その人たちが気がついた人に児童館においでと誘ってくれるような場所になってほしいと思っていますので、そこも含めてというふうにしてほしいということです。

あと、地域子育て支援拠点事業にカウントされている児童館も大分ありますので、連携という意味ではそういう部分も、「等」というところに入っているのかもしれないのですが、地域子育て支援拠点は、今、全国8000か所と言われているので、地域子育て支援拠点とどういうふうに連携してやっていくか。

それに付随して利用者支援事業というのができています。基本型は全国でまだ800か所ぐらいしかないのですが、連携して効果を上げているところもありますし、世田谷は、今年のスタートで児童館と利用者支援事業基本型と社協で連携しましょうみたいなことがしっかり計画に書かれています。利用者支援事業基本型とどういうふうに連携しながらこういう家庭を支えるかということについては、いろんな取組がありますので、ぜひその辺の人たちも入れていただけたらというのが一点です。

長くなるかもしれないですけども、もう一個、発達段階に配慮した遊びというところに関してです。これは前回のガイドラインの改正のときにもお伝えしたんですけども、児童館は異年齢のすばらしさみたいなのがたくさんあるのに、なぜか乳幼児のところだけは年齢別になっているプログラムがすごく多いのです。むしろ曜日で分かれているぐらいな、どうして乳幼児のところになると年齢別になるのか、そこの呪いを解くような何かが必要です。例えば0～1だと、低体重で生まれてきた子たちは、本当は1歳なのに何か月ですかといつまでも言われるみたいな、そういった御家庭は年齢で区切られることのしんどさがあったりするので、そこをもう少し配慮してもらえるといいかなと思います。メインユーザーはもしかしたら学童期かもしれないのですが、年齢別というところを超えた発達段階というところ、どう違うのかというところだけ、それが気になっていたところでした。

それから、課題の②ですけども、今回、コロナ禍で、世田谷の拠点を中心にフードパントリーというのを立ち上げたのです。私たちは、やりながら、誰に一番来てほしかったかという、児童館の人にアウトリーチに来てほしかったです。中高生がいっぱい来ていました。つなげたいと思うのだけれども、さっきのデータでもそうでしたけれども、思うように外にも出られなかったり、休館されていて、児童館こそこれをやったらいいのとか、ダイレクトに子どもの居場所がやることはよくないと思いますが、支援をやったときに、私たちのほうからの連携先として児童館がなかなか動けなかったというのはすごく大きくて、青少年交流センターが立ち上がっていましたので、そこの方たちに来ていただいたりしたのですけれども、そこが一つ期待したいところだと思います。

もう一つ、このアンケートで見せていただいたのですが、オンライン対応がなかなか進んでなくて、子どもたちのプログラムもそうだと思いますけれども、関係機関の連携も含めて、Zoom会議にさっと入れるような態勢を取らせてあげたい。Wi-Fiすらないところでまず連携もないだろうみたいなことで、その辺はまだまだ課題があるのかなと思いました。

それから、実態調査をされるということなので一つお願いしたいことがあります。以前に質問したときに項目がなかったのが学校との連携です。課題①のところもそうなのですが、実は学校との連携が一番必要なのではないかと思っています。うまくいっているところはすごくあると思いますが、うまくいかないところは本当に苦戦していますので、教育委員会とのつながりみたいなのところの国としてのバックアップも一つ調査の結果として出していただけると、すごくいいのではないかと思います。興味深い来年度なので、期待しています。

以上です。

○大竹委員長

どうもありがとうございました。現場を踏まえた視点からいろいろなお考えを頂きました。貴重な御意見、ありがとうございました。

そのほか何かございますでしょうか。植木委員、お願いします。

○植木委員

植木でございます。お願いいたします。

今の松田委員の発言に気づきがたくさんありました。私からは2点です。

まず、課題①の福祉的課題を抱える子育て家庭への支援です。児童館は全ての子どもを対象にするわけですが、これは前提として、特にコロナ禍で福祉的課題を抱える子育て家庭への支援というのは、よりクローズアップされたわけですね。具体的には、ひとり親家庭であるとか、子どもの貧困であるとか、それに伴って松田委員もフードパントリー等を行ったのではないかと想定されます。

一方で、児童館ガイドラインを見ますと、児童館には社会福祉士の配置が推奨されています。この例示であるように、その地域の福祉課題を発見し、アウトリーチして、必要な、例えばフードパントリー等につなぐ、つなぎ屋を果たすマンパワーが必要であり、一方では児童館もその機能を果たすことができるのではないかとも思うわけです。

したがって、課題①の1つ目を次年度進めていくに当たって、児童館におけるソーシャルワーク機能を明らかにすること、それから、児童館に配置されている社会福祉士がどのくらいで、あるいは具体的に配置されているとすれば、配置されているというか、児童厚生員がたまたま社会福祉士を持っていると言えるかもしれませんが、それにしても幾つか事例も拝見することができます。実際にソーシャルワークを行っている事例も把握しておりますので、そういった具体的な事例を明らかにして全国発信していくというのは一つ意義があると思われまます。

次に、課題の②に関してですが、これは大変重要です。非常時という場合には、地震等の自然災害と、昨今のコロナのような対応、大きく2つに分けられると思いますが、こういった非常時においては、児童クラブは開けるのだけれども、児童館は閉めるわけですね。小学校と同じ対応が取られたわけです。そうすると、非常時に閉館される児童館の役割はあるのかという根本的な問いかけに対応していかなければいけないということなのです。結論から言えば役割というのがあるのだと思います。

裏を返すと、非常時に実施する放課後児童クラブのほうは、基本的に子どもの保護機能が強いと考えられます。一方で、児童館の場合は子どもの保護以外の機能があるがゆえに休館のほうに入ってくるのかも分かりません。いずれにしても放課後児童クラブとは役割が違うのだということも言えるのかなと思います。この1年間、閉館した児童館は何もしていないかという、いろいろ工夫して、しているわけです。そういった意味では、児童厚生員たちの1年間の工夫の蓄積というのは今後に生かされると思います。

例えば、資料4を見ますと、2ページ目で、子育てに関する相談対応というのが緊急期間においても22.4%あった。例えばSNS等を新たに開設して、ウェブ上で相談対応に当たったとか、そういう話を聞くのです。そういった非常時でも様々な工夫がこの1年間されてきた。それを明らかにすることで今後の非常時における児童館の役割というのは蓄積さ

れると思われます。

課題①、②に関しては以上です。

○大竹委員長

ありがとうございました。まさに貴重な御意見でした。ぜひ取り組んでいければと思っております。

そのほか、では、中川委員、お願いします。

○中川委員

京都の「北白川児童館」の中川でございます。

②の非常における児童館等の活動に関する調査研究に関連しまして、実は前回の専門委員会でも、私、特に自然災害時における児童館の在り方について、京都である取組をしているのですけれども、その取組と申しますか、事例を紹介させていただきました。

それは2つの柱でできておまして、1つは、地震等の大きな自然災害が発生したときに児童館が放課後児童クラブ以外の小学生の子どもたちを一時預かる、受け入れる、そういう場所として機能する、もう一つは、避難所等へ児童厚生員を派遣して、そこで子どもたちの生活及び遊びの支援を行う、この2つの柱です。

京都市内は、130館、児童館がございますけれども、公設、民設、実は全て民間が運営しております。この内容というのは、京都市と社会福祉法人等が運営する民間130館の児童館で構成します京都市児童館学童連盟との間に交わされた協定の内容でございます。平成25年に協定を交わしております。その後、今までこの協定が実際に発令されるような事例はなかったのですが、非常時において児童館が果たすべき役割、子どもやその御家庭に対してどういう対応ができるのか、我々は常にこの協定を軸に考えています。一つの御参考にしていただければと思ひまして、紹介させていただきました。

以上です。

○大竹委員長

ありがとうございました。京都の取組も参考にさせていただきたいと思ひます。

佐野委員、お願いします。

○佐野委員

「麻布子ども中高生プラザ」の佐野です。

課題①の福祉的課題を抱えるというところでは、今度、子供・若者育成支援推進大綱にも載るようではございますけれども、ヤングケアラーは各児童館でも割といるのではないかと考えています。私の施設でも見渡しただけでも、若くして介護だとか、弟、妹の面倒を見ている小学生たちも結構いますから、そういう意味では、ヤングケアラーというのはぜひ調査項目に入れていただきたいと思ひしております。

それから、児童館は18歳までなのですが、言ってみれば、若者の自立の19、20、21歳から、児童館卒業と言われてるところから次にステップをなかなか踏めない子たちもたくさんいますので、年齢で区切るという考え方も、もちろん児童館ですから、あるのですけ

れども、子どもの頃から抱えた課題が自立へどういう影響を与えていて、成人したときに本当はどんな支援が必要なのかということも見ていけると、連続した支援につながっていくのではないかとするのは非常に感じているところです。

課題②の非常時における児童館等の調査研究は、松田委員がおっしゃったように、学校との連携は物すごく重要だと思っております。学校や地域防災協議会、地域との連携というのは災害時においては非常に重要になってきますので、そういったことも一つ項目に入れていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○大竹委員長

ありがとうございました。

そのほか何かございますか。長崎委員、お願いします。

○長崎委員

「いわて子どもの森」の長崎です。

先日、東日本大震災から10年を迎えました。私は、発災時に避難所に子どもの居場所、遊び場づくりということで入りました。今回のコロナもそうなのですが、子どもの遊び、居場所をつくることは後回しにされてしまうというのは実感としてあります。子どもたちは声を上げられないので、やはりそういう視点を持った大人たちの動きというのはとても重要になってくるだろうと思います。

それから、当館には震災を実際に経験したスタッフがおります。そのスタッフに話を聞いても、当時、そのスタッフは高校生だったのですが、家でもなくて、学校でもなくて、日常からちょっと離れた安心できる居場所とか夢中になれることを探していたという話をしていました。家に帰ったら現実と向き合わなければならない。学校もそうですね。でも、そうではない場所を求めていたというので、高校生だったら、それが部活だったりするかもしれませんが、友達との会話だったりするのかもしれませんが、もっと幼い子どもたちにとって、児童館がそういう役割を担うということはすごく大事だと改めて感じました。

ですので、先ほどお話もありましたが、災害時に児童館が居場所となるか、そういう場所を提供するというのと、あとは避難所に入って児童厚生員を派遣して居場所づくりに関わっていくというような事例のモデルがあると、そういう事態になったときに、児童厚生員さんたち、現場の職員としては参考にできるものがあるととても助かると思います。

それから、先ほど松田委員さんがおっしゃっていたオンラインのお話です。非常時に大人同士がつながるツールとしてもオンラインというのはとても有効な手段だと思っております。岩手県の実情ですと、先日調査したところ、県内の児童館の70%がオンラインの環境がないというのが実際のところです。情報共有するのも今は難しい状態で、細かいところですが、消毒をどうしているとか、検温しているとか、その辺りのことから近くの児童館でさえなかなか情報共有できずに、皆さんが戸惑いながら、自分の館を守ることと精いっぱいとなっているので、その環境の整備や、情報共有する場の提供みたいなところ

ろも大型児童館としてもやっていかなければいけないと最近思っているところです。

以上です。

○大竹委員長

ありがとうございました。

そのほか何かございますでしょうか。熊澤委員、お願いします。

○熊澤委員

東京教育専門学校の熊澤です。

今年度、まとめに入っている参考資料4の調査を見ていて思ったのですが、現場の声を聞いても、本当はやりたかったけれども、できなかった、そのできなかった要因がもう少し詳しく分かるといいかなと思っています。あるいは本当につながりたかったところはどこだったのか、そういったところも含めて、そういう声になかなか声にならない。

特に東京はたくさんの児童館があり、ツールがあって、つながりやすいと言われていませけれども、例えば地方都市の中には、東京ほどではないけれども、コロナという現状で自治体と意思疎通がなかなかできなかったような話を伺っています。でも、目の前には子どもたちがいる。そういう子どもたちに対してどうしたらいいだろうという声は多く聞きましたので、課題②になるかもしれませんが、非常時といったときに現場は一体どんなことを一番求めていたのか、あるいは悩みだったのか、もう少し細かく分かるといいかなと思っています。

併せて、コロナ禍という中で、例えばランドセル来館の子どもたちは一体どうだったのだろうか、待機児童の問題があって、各児童館などでは最近、放課後児童クラブに入れなかった子どもたちが自由来館として来ていた。そういった子どもたちは緊急時どんなふうを受け入れをしていたのか、こういったところも見えてくると、クラブはよくて、どうして児童館がだめなのかというのは子どもの視点ではなかなか理解しにくいところだったと思います。

こういったところも含めて、児童館の敷居の低さや、こんなときだから児童館を利用したかったという子どもたちをつなげる場所として考えていくこともこういった課題②の調査研究の中から出てくると、あるいは出てきてほしいとすごく感じています。そういったような状況です。

課題①の2つ目の児童館における発達段階等に配慮した遊びは、遊びのプログラムの開発の一つだと思いますし、発達段階というのをどんなふうに捉えるか、この辺もただ単に小学生のプログラムはこういうプログラム、中高生だったらこんな感じというふうなものではないものが何かできたらいいなど、読みながらすごく感じました。

以上です。

○大竹委員長

ありがとうございました。

では、鹿戸委員、お願いします。

○鹿戸委員

いろいろお話をお聞きしまして、あらゆることが言い尽くされておまして、私からつけ加えることはあまりないのですが、自治体の職員の実感として、コロナの1年間でしたけれども、皆さんおっしゃいますとおりに、放課後児童クラブと児童館の対応というのははっきり違いが出ておりました。

目黒区の実情で言いますと、目黒区は、数年前から保育園の待機児童が全国でワーストということで、そこに予算を投入いたしまして、やっと待機児童ゼロを達成したところで、その子どもたちがそのまま児童になって、中・高生になっていってということで、今、放課後の居場所づくりに非常に焦点が当たって、そこにまた予算が投入されて、来年度の予算の実に3分の1が児童福祉費ということで大変な状況になっております。自治体の場合は、やはり区民の皆様への就労支援に非常に焦点が当たりがちで、実際に子どもたちをどう育てていくかという視点はちょっと後回しになってしまうことがややもするとあります。

ちょっと話がそれますがけれども、目黒区の場合は、児童館を増やしている珍しい区と言われております。昨日の議会でも議員の方からそういう指摘を受けまして、その指摘の趣旨は、「放課後子ども総合プラン」で学校の中にもっと入っていくべきではないかという意図も私は感じたのですが、そこでは「放課後子ども総合プラン」というのは就労支援の延長という感覚で捉えられていて、家庭で子育てしている方たちのお子さんの居場所という観点はどうしても欠落していると感じます。

私も立場上、地域に入って放課後対策でと言うと、地域の方は「そんなに就労支援ばかりなのですか」というふうに首をかしげる方もいらっしゃいます。今度、目黒区で新たに整備する2つの児童館は、地域の方に望まれて、地域の方の要望に応える形でつくっていくという児童館になっています。

ちょっと話が長くなりましたけれども、コロナの対応をしながら、今日の皆さんの御発言を聞いて、非常にそのとおりでと思ったのですが、家庭で子育てをしている方々など、声の大きくない方々も含めて、全ての子どもたちが過ごせる、活動できる居場所やプログラムを用意していかなければいけないというのは今日はっきりと理解いたしました。

以上でございます。

○大竹委員長

ありがとうございました。目黒区の実情もまた後ほど御報告いただければと思います。

これら3つの事業はいかがでしょうか。安部委員、お願いします。

○安部委員

安部です。

課題②と補助事業に関して3点ほどあります。

まず、1点目です。2018年の改正児童館ガイドラインに関しては非常によい内容だと思っておりますが、どうしても災害については十分言及されていないのです。それを考えると、今この段階で非常時に関して考えていく必要があるだろうと思っております。

2点目は、委員の皆さんが指摘されているように、この1年、非常によく感じたのは、遊びは不要不急だと思われているということですね。常に後回しにされてしまうというか、災害時もそうだと思いますが、遊びというのは最後の最後になってしまう気がします。それに関しては、子どもにももちろんし寄せが来ていますが、遊びを支える児童館にもし寄せが行っているのではないかと思います。その辺りの葛藤とか、直面していることというのが補助事業の実態調査で浮き彫りになってくるといいのかなと感じました。というのが、先ほど松田委員もおっしゃっていましたが、今年度の委託事業で、コロナ禍で、これまで子ども食堂をやっていたけれども、中止にしたというところもあれば、コロナ禍だからこそ続けているというところもあったり、子ども食堂は実施できなかったけれど、かわりにフードパントリーを始めました、というところもあったのです。そうすると、その違いは何なのか、可能にした要因は何であったのかというところは探っていく必要があると感じています。

3点目は、西日本豪雨の後に、倉敷の児童厚生員たちが真備地区で遊びの支援をしたことで子どもたちの回復が早まったという報告があったと思います。遊びというのは子どもたちの回復や成長にすごく関わってくるものだと思うので、課題②の非常時における児童館等の活動に関する調査研究をする際に、遊びが子どもたちの回復や成長にどう関わっているのかというところも何か明らかにできるような内容になるとよいのかなと感じています。

以上です。

○大竹委員長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。佐野委員、お願いします。

○佐野委員

さっき一つ言い忘れました。課題②の非常時における児童館のところですが、コロナ禍でもそうだったと思いますが、職員もかなりストレスを感じながら1年間働いています。そうした中で、職員自身のメンタルケアであるとか、災害、風水害であれば職員が出勤するときの安全管理だとか、そういったこともどこかで触れていったほうがいいのかなと思います。児童館は若い職員がやっていることも多いですし、様々な立場の方がいらっしやいますから、しっかりしたケアや研修、そういったものができていないところもあるかもしれないので、子どもの育ちを支援するという背景を支える職員にも少し目を向けながら、健全な職場づくりみたいなものも考えられる機会があったほうがいいのかなと感じております。

以上です。

○大竹委員長

ありがとうございました。

これらの課題についてはいかがでしょうか。松田委員、お願いします。

○松田委員

先ほどちょっとお伝えし忘れたのですが、第三者評価を受けるメリットみたいなのが、インセンティブというところとちょっと嫌らしいのかもしれないのですが、もちろん質を高めるという意味のいい効果はあると思いますけれども、受けたからにはみたいな、そういう評価はあまり人を元気にしないと私は思っているのですが、申し訳ないのですが、そこを次はこうして、こうみたいなモチベーションになるような何かがあるのが本当はあったらいいのと思います。ほかのところはありますね。児童館に関しては、第三者評価を受けたら、ではどうなるのというところが、もう少し反対側からのバックアップが欲しいと思っています。実際それを取り入れた人たちの元気度みたいなものが調べられないものかと思ったりしました。調査でモチベーションが上がるためにはどんなインセンティブがあったらいいのかみたいな、そういうところとかセットで示さないと、受けたメリットがないと思うのではないかなと、外側からの意見になるのですが、実際、プロセスに関わっていないので乱暴な意見だったかもしれません。すみません。もし御存じの方がいれば教えてください。

以上です。

○大竹委員長

ありがとうございました。

そこら辺は何かあるのですか。

○阿南専門官

事務局からでございます。

受審のインセンティブというのは非常に難しい問題だと思っております。これはほかの福祉施設全体としても課題となっているところです。要は、受審率がそれほど上がっていない実情がございます。現在、第三者評価事業全体の見直しの作業も並行して行われているように聞いております。そういった中から、児童館の第三者評価の在り方、あるいはどういうふうにして受審率を上げていくのか、また基準も定期的に見直していく必要があるだろうという御指摘を昨年の研究で頂いておりますので、そういった辺りを踏まえながらモニタリングしていければと思っております。

○大竹委員長

ありがとうございました。

中川委員のところは、その結果がホームページで見られたりとかするのですか。

○中川委員

今、松田委員から御意見をお伺いして、実際、私ども、どんな効果、プラスがあるのか、一つは職員のモチベーションが非常に上がる。つまり、評価を通してやることがここは正しかったのだ、ここを変えていけばいいのだなという、次につながる、そういうものが確認、確信できることが大きいかなと思います。

それと、私ども社会福祉法人として行政から指定管理あるいは委託を受けてこの事業を

行っているわけですがけれども、行政から、ここの法人の運営する児童館というのは委託しても安心なのだと、指定管理をしっかりとやっているのだと、ここの信頼感の醸成にもつながっていくと思います。それはひいては私どもの法人が継続的に児童館の運営を行っていく下支えになると思っております。

また、私ども法人のホームページでそれぞれの施設の第三者評価の公開を行っておりますし、これを市民の方が見ていただくことによって児童館に対する信頼を当然持っていただけでしょうし、職員に対する声かけも含めて、非常にいい効果がこのことによってもたらされるのではないかと考えているところです。御意見に対する回答になったかどうか定かではございませんけれども、私どもとしてはそういうふうな考えでおります。

○大竹委員長

松田委員。

○松田委員

ありがとうございます。モチベーションアップにつながっているのはすばらしいと思いました。一方で、某保育の業界とかだと、受けなくてはいけないみたいなところがあったりすると、いいことを言ってくれる業者さんに頼んで評価してもらい、お手盛りになる可能性があって、質の向上につながるのかという疑問も正直あったりします。要は、厳しい評価をすると、その評価事業者が選ばれなくなるので、御商売のためにいいことを言うみたいな、お手盛り感みたいなものがあるので、そこの難しさなどはすごく感じています。でも、皆さんいい人たちだから、児童厚生員の世界の人たちはちゃんとそれをモチベーションにつなげるのだなと思って、うれしいのですけれども、そんな点も気になりました。ありがとうございました。

○大竹委員長

ありがとうございました。

ただいま松田委員のコメントで、以前、東京都でその点について、事業者については一応研修等をして、その基準に達した者が評価をやっているというようなコメントがありました。つけ加えさせていただきたいと思います。

いかがでしょうか。令和3年度の課題、3本予定されておりました、それらについて委員の方々から貴重な御意見等がございました。これだけはというものがあれば、最後、受けておきたいと思いますが、植木委員、お願いします。

○植木委員

植木です。

今、松田委員から、課題①、②以外の新しい課題の提案がありましたので、私も一つ発言したいと思います。

令和元年度、2年度の大型児童館の調査事業のところで、たしか熊澤委員が言っていたかと思いますがけれども、大型児童館のある県はいい、では大型児童館のない県に関しては

どうするのかという非常に根本的な投げかけと課題が浮き彫りになりました。その点に関してもどこかで継続的に課題は引き継いでいかなければいけないのではないかと考えております。

具体的にはどうなるのか未定です。分かりませんが、例えば「こどもの城」は閉館したわけですが、「こどもの城」のような、全国を網羅する拠点大型児童館のようなものを指定するのか、あるいは複数の都道府県を網羅するブロック単位大型児童館が担当するのか、こういったアイデアがあるかと思えますけれども、そのようなこともどこかで検討しておかなければいけないのではないかと考えます。

その際、大型児童館は地域の小型児童館に対応するわけですが、今回のコロナ禍で分かったように、やはりSNS等の活用が有効だということが明らかです。SNSあるいはネット環境、Wi-Fiを、岩手は70%がないという話でしたけれども、それをどうやって予算化するのか、それがどうやって普及されるのかという予算措置も含めた検討も具体的には必要になるのではないかと考えました。

以上でございます。

○大竹委員長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。その他、委員からありますでしょうか。

この後、これ以外のところでこの委員会で検討していくものということで皆さんから御意見を伺いたいと思っているのですが、この3つの課題について、それぞれ課題の中でのポイントがあったものと、課題以外のところで、先ほど申し上げたように、今後の本委員会で検討していただきたい事項の投げかけをする予定にはなっています。先ほど植木委員からも、これまで研究課題でも課題として積み残ってきたところ、そういったものをもう一度見直して、さらにそれを継続してやっていくということもあるでしょうし、今回は災害のところでももう少し焦点を当ててというところでは、課題②とも関連してきますが、課題②とはまた別枠のところでの災害対応というところも今後この委員会でも必要ではないかということです。あと、佐野委員からお話があったように、児童館というところは長く見られるということでは、まさに連続した支援というところはどうか効果が上がっているのか、単年度ではなくて長い期間を見ながら、この委員会の中でも継続して見ていくことも今後必要なのではないかと考えます。今、皆さんから伺った意見の中では、課題に関するものと今後この委員会で検討していきたいというところがあったと思います。今後の委員会で検討していただきたいというようなものがもしあれば、ここで御意見を頂ければと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局、今後についてはまた御意見を頂ける機会があれば、そこで反映させるということでもよろしいのでしょうか。当面のところでは、令和3年度の事業についてはこの事業について皆さんの意見をしっかり踏まえた中で、また修正しながら取り組んでいくということにさせていただきたいと思っております。

最後になりまして、せっかく成田委員も御参加ですから、全体の感想でも結構ですので、何かコメントを頂ければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○成田委員

皆さんの活発な意見に圧倒されて、私がふだん仕事をしているところではなかなか知ることのできなかつたことがすごく勉強になったと思います。児童館がいろいろな機能や可能性を持っているというところと、災害のさっきの遊びの位置づけが不要不急の扱いになっているというようなところは、自分は臨床医をしていてもぴんとくるところが結構あって、本当にいろいろ考えさせられました。

私自身も、せっかくこういう機会に加わらせていただいたので、自分の関わっているところと関連するところで検討していただきたいというのがもう少しまとまってきたら、御相談させていただこうと思います。

私は、割と発達障害のお子さんとの関わりが多くて、療育という言葉が非常によく聞かれるわけですがけれども、余暇活動とか遊びという部分はなかなか進まない部分でもあって、でもとても重要な要素です。今日、お話を聞いていて、余暇、遊びの部分で発達障害のある子どもたちも、発達障害がある、なしに関係なく、いろんなお子さんや大人とつながっていったり、育ちをそこで促していったりとか、いろんな可能性をこの機会にいろいろ検討できそうだなというふうに思いました。ぜひまたいろいろ教えていただきたいし、私も積極的に意見を言っていきたいと思いますので、分かっている見当違いなことも多々あると思いますが、よろしくお願いします。今日は本当にありがとうございました。

○大竹委員長

ありがとうございました。生きづらさを感じている子どもたちのところもこの議論の中では少し落ちている部分がありますので、そういった子どもたちの声も反映できるようにこの委員会で検討できればと思いますので、成田先生には専門の分野からぜひいろんな御意見を頂ければと思います。これからもよろしくお願いします。

本日、私たちの予定していた委員会の内容についてはこれをもって終了させていただきますので、後は事務局に引き継がせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○結城室長補佐

ただいま様々な御意見を頂きまして、ありがとうございました。頂戴しました御意見につきましては、来年度事業を実際に検討する中でいろいろ取り入れられるよう検討していきたいと思います。

本日は、これにて閉会とさせていただきます。

次回の専門委員会の開催時期等についてはまだ未定でございますが、今後につきましては、改めて事務局より御連絡させていただきたいと思います。

本日はお疲れさまでした。

(了)